

お客様各位

令和3年3月5日

日本国際商船株式会社



首都圏1都3県の緊急事態宣言再延長について

政府は2月26日、新型コロナウイルス対策として10都府県に発出していた緊急事態宣言について、大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県の6府県は2月末で解除いたしました。しかし、本日5日の夜、新型コロナウイルス対応の改正特別措置法に基づき、東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県について発令中の緊急事態宣言については、2週間再延長される見通しとなりました。

上記緊急事態宣言再延長を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から3月8日(月)より大阪本社、南港営業所、神戸支店につきましては通常通りの勤務体制といたしますが、東京支店のみ下記の通り時差出退勤制を時限的に再延長することとし対応を行なわせていただきます。

<東京支店のみ：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9:00 ——> 実施後 AM8:00~AM10:00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17:20 ——> 実施後 PM16:20~PM18:20 の間を終業時刻とする。

<延長期間>

令和3年3月8日(月) から令和3年3月21日(日) まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上